

昭和五十五年政令第二百六十号

外国為替令

内閣は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条、第九条、第十一條の二、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十五条まで、第六十六条、第六十七条、第六十九条、第六十九条の二及び第六十九条の四の規定に基づき、並びに同法の規定を実施するため、この政令を制定する。

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 削除

第三章 支払等(第六条—第八条の二)

第四章 資本取引等(第九条—第十八条の三)

第四章の二 報告等(第十八条の四—第十八条の九)

第四章の三 外国為替取引等取扱業者遵守基準(第十八条の十)

第五章 雑則(第十九条—第二十七条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第一章、第三章及び第四章に規定する支払等、資本取引その他の取引又は行為に係る管理又は調整、法第六章の二の規定による報告等並びに法第六章の二の二の規定による外国為替取引等取扱業者遵守基準に関し必要な事項等を定めるものとする。

第二条 法第六条第一項第七号に規定する政令で定める支払手段は、次に掲げるものとする。

- 一 約束手形(次項に規定する証券又は証券に該当するものを除く。)
- 二 法第六条第一項第七号イ若しくはロ又は前号に掲げるもののいずれかに類するものであるが、支払のために使用することができるもの

2 法第六条第一項第十一号に規定する政令で定める証券又は証券は、財務省令で定める譲渡性預金の預金証券その他の証券又は証券とする。

3 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める市場デリバティブ取引は、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十号)第二条第二十一項第一号及び第四号から第六号までに掲げる取引のうち、金融商品(同条第二十四項に規定する金融商品をいう。以下この条において同じ。)、金融商品に係る権利又は金銭債権(金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。次項第一号において同じ。)を移転することによって決済されるものを除く。

ら第六号までに掲げる取引のうち、金融商品(同条第二十四項に規定する金融商品をいう。以下この条において同じ。)、金融商品に係る権利又は金銭債権(金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。次項第一号において同じ。)を移転することによって決済されるものを除く。

4 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める店頭デリバティブ取引は、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第二条第二十二項第一号及び第五号から第七号までに掲げる取引のうち、金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権を移転することによって決済されるものを除く。
- 二 金融商品取引法第二条第二十二項第三号に掲げる取引(同項第二号に掲げる取引に準ずる取引を金融商品取引所の定めるものに係る取引を除く。)

5 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める取引は、金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類する取引(法律又は法律に基づく命令の規定により業務又は事業として行うことができるものに限る。)であつて、財務省令で定めるものとする。

第三条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 金融指標 金融商品取引法第二十五条一項に規定する金融指標又はこれに類似の指標をいう。
- 二 市場デリバティブ取引 金融商品取引法第二十一条第一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。
- 三 店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二十一条第二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。
- 四 金融商品取引所 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。
- 五 金融商品市場 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。

六 外国金融商品市場 金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。

七 市場デリバティブ取引等 市場デリバティブ取引又は外国金融商品市場において行われる市場デリバティブ取引に類する取引をいう。

八 金融商品取引業者 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び同条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者をいう。

九 通貨に係る市場デリバティブ取引 次に掲げる取引に該当する市場デリバティブ取引をいう。

イ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引のうち、通貨の売買取引に該当するもの

ロ 金融商品取引法第二条第二十一項第三号に掲げる取引(同項第二号に掲げる取引に係るものを除く。)のうち、通貨に係るもの

ハ 金融商品取引法第二条第二十一項第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引(同項第二号に掲げる取引に係るものに限る。)のうち、通貨の金融指標に係るもの

十 通貨に係る店頭デリバティブ取引 次に掲げる取引に該当する店頭デリバティブ取引をいう。

イ 金融商品取引法第二条第二十二項第一号に掲げる取引のうち、通貨の売買取引に該当するもの

ロ 金融商品取引法第二条第二十二項第三号に掲げる取引のうち、通貨に係るもの(ハに掲げる取引に該当するものを除く。)

ハ 金融商品取引法第二条第二十二項第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引のうち、通貨の金融指標に係るもの

は市場デリバティブ取引等に該当するものを除く。)又は金融商品市場及び外国金融商品市場以外で行う通貨に係る市場デリバティブ取引と類似の取引(対外支払手段等の売買取引に該当するものを除く。)をいう。

十四 銀行等間外国為替市場 銀行その他の者であつて業として対外支払手段等の売買取引等を行う者相互間において電気通信設備が用いられて対外支払手段等の売買取引等が行われる市場をいう。

2 財務大臣は、法第九条第一項の規定に基づき、通貨の安定を図るため緊急の必要があると認める場合において、次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める資本取引(法第二十条に規定する資本取引をいう。以下同じ。)に係る取引の停止を命ずるときは、第一号に定める取引にあつては告示により、第二号又は第三号に定める取引にあつては第二号又は第三号に掲げる者に対する通知により、その停止を命ずる取引の範囲を指定してするものとする。ただし、第一号に掲げる者が行う同号に定める取引にあつては、その停止を命ずる取引の範囲の指定を告示により行うこととした場合には法の目的を達成することが困難になると財務大臣が認めるときは、当該取引の範囲の指定は、財務省及び日本銀行における掲示その他の財務省令で定める適切な方法により、することができるものとする。

一 銀行等間外国為替市場において業として対外支払手段等の売買取引等を行う居住者のうち財務省令で定める者(第五項において「特定外国為替市場参加者」という。)

対外支払手段等の売買取引等に係る契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引(以下「債権の発生等に係る取引」という。)であつて、銀行等間外国為替市場において行うもの

二 金融商品取引所の会員等 次に掲げる資本取引

イ 対外支払手段等の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引のうち、前項第九号イ又はロに掲げる取引に該当する市場デリバティブ取引

ロ 金融指標等先物契約(通貨の金融指標に係るものに限る。以下この項において同じ。)に基づく債権の発生等に係る取引のうち、金融商品取引所の開設する金融商品市場において行うもの

十二 対外支払手段等 対外支払手段又は外貨債権(外国通貨をもつて支払を受けることができる債権をいう。)をいう。

十三 対外支払手段等の売買取引等 対外支払手段等の売買取引(店頭デリバティブ取引又は

ハ 対外支払手段等の売買契約又は金融指標等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引のうち、前項第十号に掲げる取引に該当するもの

三 金融商品取引業者その他の財務省令で定める者 次に掲げる資本取引

イ 対外支払手段等の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引のうち、前項第九号イ又はロに掲げる取引に該当する市場デリバティブ取引と類似の取引であつて、外国金融商品市場において行われるもの

ロ 金融指標等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引と類似の取引で外国金融商品市場において行われるもの

3 財務大臣は、前項ただし書に規定する方法による指定をして資本取引に係る取引の停止を命じたときは、その旨及びその命令の内容（当該停止の命令の対象として指定をした資本取引の内容及び当該停止を命じた期間をいう。）を周知させる措置を講ずるとともに、速やかにこれを告示するものとする。

4 法第九条第一項に規定する政令で定める期間は、第二項の規定により命ずる停止については、一月を超えない範囲内で財務大臣の定める期間とする。

5 第二項の規定により資本取引の停止を命ぜられた特定外国為替市場参加者、金融商品取引所の会員等又は金融商品取引業者その他の財務省令で定める者は、前項の財務大臣の定める期間内において当該指定された資本取引を行つてはならない。

第二章 削除
第三章 支払等

第四條及び第五條 削除
(支払等の許可等)

第六條 財務大臣又は経済産業大臣は、法第十六條第一項から第三項までの規定に基づき居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等（支払又は支払の受領をいう。以下同じ。）について許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、これらの規定のうちいずれの規定に基づき許可を受ける義務を課するかを明らかにした上で、その許可を受けなければならぬ。

2 居住者又は非居住者が前項の規定により指定された支払等を行うときは、当該居住者又は非居住者は、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、財務大臣又は経済産業大臣の許可を受けなければならない。

3 居住者又は非居住者がしようとする一の支払等が、法第十六條第一項から第三項までの規定の二以上の規定のそれぞれに基づき第一項の規定により指定をされた支払等の二以上に該当する場合において、当該居住者又は非居住者が、そのしようとする一の支払等について同条第四項の規定に基づき当該二以上の規定による許可の申請を併せて行おうとするときは、当該居住者又は非居住者は、当該許可の申請が同条第一項から第三項までのいずれの規定により許可を受ける義務が課された支払等に係るものであるかを明らかにした上で、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、申請するものとする。

4 財務大臣又は経済産業大臣は、第一項の規定により支払等について許可を受ける義務を課した場合において、当該義務を課する必要性がなくなつたと認めるときは、告示により、速やかに当該義務を解除しなければならない。

5 法第十六條第五項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる法令の規定により許可又は承認を受ける義務が課されている貨物の輸出又は輸入のうち、経済産業大臣が当該貨物の輸出又は輸入の当事者、内容その他を勘案してその支払等がされても法の目的を達成するため特に支障がないと認めて告示により指定した貨物の輸出又は輸入に係る支払等をする場合とする。

一 法第四十八條第一項
二 輸出入貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二條第一項又は輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第四條第一項

(支払等の制限の範囲等)

第六條の二 法第十六條の二に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二條第一項に規定する銀行をいう。第十一條の二第一項において同じ。）、長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二條に規定する長期信用銀行をいう。第十一條の二第一項において同じ。）、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十

四年法律第百八十一号）第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）
二 事業として貯金又は定期積金の受入れをすることができ、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

三 日本銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社国際協力銀行

2 法第十六條の二に規定する政令で定める支払等は、売買契約に基づいてされる支払等（当該支払等に係る支払及びその支払の受領のいずれもが本邦においてされるものに限る。以下この項において同じ。）その他財務大臣又は経済産業大臣が定める支払等であつて、その額が十万円に相当する額以下であるものとする。

3 財務大臣又は経済産業大臣は、法第十六條の二の規定に基づき、法第十六條第一項の規定により許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けないで行つた者に対し、本邦から外国へ向けた支払及び居住者と非居住者との間で支払等について、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課する場合に、あらかじめ、その者に対する通知により、その禁止をする支払等又はその許可を受けなければならない支払等を指定してするものとする。

4 前項の規定によりその支払等について許可を受ける義務を課された者は、同項の通知により許可を受けなければならないものとして指定された支払等を行うときは、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、財務大臣又は経済産業大臣の許可を受けなければならない。

5 財務大臣又は経済産業大臣は、第三項の規定により、支払等について、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課した場合において、その禁止をし、又は許可を受ける義務を課する必要があるとなつたと認めるときは、その禁止をし、又は許可を受ける義務を課した者に対する通知により、速やかにその禁止又はその課した義務を解除しなければならない。

6 財務大臣又は経済産業大臣は、第三項の規定による通知をすべき者の住所若しくは居所又は営業所若しくは事務所所在地が確知できないときは、同項の規定による通知に代えて、告示により、同項に規定する支払等について、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課する者を明らかにした上で、その禁止をし、又は許可を受けなければならない支払等を指定することができる。この場合において、財務大臣又は経済産業大臣が当該告示を行つたときにおける前二項の規定の適用については、第四項中「前項」とあるのは「前項及び第六項」と、「通知」とあるのは「告示」と、前項中「第三項」とあるのは「第三項及び次項」と、「その禁止をし、又は許可を受ける義務を課した者に対する通知」とあるのは「告示」と読み替へるものとする。

（銀行等の確認義務の対象となる取引等）
第七條 法第十七條第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為（財務大臣又は経済産業大臣が告示により指定したものを除く。）とする。
一 法第二十四條第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務が課された同条第一項に規定する特定資本取引
二 法第二十五條第六項の規定により許可を受ける義務が課された同項に規定する役員取引等
三 法第二十七條第一項の規定により届出をする義務が課された法第二十六條第二項に規定する対内直接投資等のうち、法第二十七條第三項第三号に掲げる対内直接投資等に該当するものとして同条第一項の規定により政令で定められたもの
四 法第五十二條の規定により承認を受ける義務が課された貨物の輸入（法第十六條第一項の規定により支払等について許可を受ける義務を課する場合と同一の見地から経済産業大臣が当該承認を受ける義務を課したものに限り。）

（銀行等の本人確認義務の対象とならない小規模の支払又は支払等）
第七條の二 法第十八條第一項に規定する政令で定める小規模の支払又は支払等は、十万円に相当する額以下の支払又は支払等とする。
（法第十八條第一項第一号に規定する政令で定める外国人）
第七條の二の二 法第十八條第一項第一号に規定する本邦内に住所又は居所を有しない外国人で政令で定めるものは、本邦に在留する外国人で

あつて、その所持する旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。）又は乗員手帳（出入国管理及び難民認定法第二条第六号に掲げる乗員手帳をいう。）の記載によつて当該外国人のその属する国における住所又は居所を認認することができないものとする。

（国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの）

第七条の三 法第十八条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国
- 二 地方公共団体
- 三 人格のない社団又は財団
- 四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
- 五 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人（前号、次号及び第八号に掲げるものを除く。）
- 六 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機関
- 七 勤労者財産形成貯蓄契約等（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約をいう。第十一条の四において同じ。）を締結する勤労者
- 八 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項第一号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るもの並びに同法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者
- 九 前各号に準ずるものとして財務省令で定めるもの

（支払手段等の輸出入の許可）

第八条 財務大臣は、法第十九条第一項又は第二項の規定に基づき居住者又は非居住者による同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属（以下「支払手段等」という。）の輸出入又は輸入について許可を受ける義務を課する場合は、あらかじめ、告示により、その許可を受けなければならない支払手段等の輸出入又は輸入を指定してするものとする。

2 居住者又は非居住者が前項の規定により指定された支払手段等の輸出入又は輸入をしようとするときは、当該居住者又は非居住者は、財務省令で定める手続により、財務大臣の許可を受けなければならない。

3 財務大臣は、第一項の規定により支払手段等の輸出入又は輸入について許可を受ける義務を課した場合において、当該義務を課する必要があるとなつたと認めるときは、告示により、速やかに当該義務を解除しなければならない。

（支払手段等の輸出入の届出）

第八条の二 法第十九条第三項に規定する政令で定める場合は、次のいずれかに該当する支払手段等を携帯して輸出し、又は輸入しようとする場合以外の場合とする。

- 一 法第十九条第一項に規定する支払手段又は証券（それぞれ財務省令で定めるものに限る。）であつて、その価額として財務省令で定める方法により計算した額（当該支払手段が二以上ある場合、当該証券が二以上ある場合又は当該支払手段及び証券が合せて二以上ある場合）は、それぞれの価額として財務省令で定める方法により計算した額の合計額）が百万円（我が国との経済取引の状況その他の事情を勘案し、特定の地域を仕向地又は積出地として当該支払手段又は証券を携帯して輸出し、又は輸入しようとする場合として財務大臣が定める場合にあつては、十万円）に相当する額を超えるもの
- 二 貴金属（財務省令で定めるものに限る。）であつて、その重量（当該貴金属が二以上ある場合には、それぞれの重量の合計重量）が一キログラムを超えるもの
- 2 法第十九条第三項の規定による届出の対象となる支払手段等の輸出入又は輸入をしようとする者は、当該輸出入若しくは輸入をしようとする日までに、財務省令で定めるところにより、当該届出をしなければならない。
- 3 法第十九条第三項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 届出者の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - 二 輸出入又は輸入をしようとする支払手段等の種類、数量、金額（貴金属にあつては、重量）及び仕向地又は積出地
 - 三 支払手段等の輸出入又は輸入の実行の日

四 その他財務省令で定める事項

第四章 資本取引等
（経常的経費等）

第九条 法第二十条第一号に規定する政令で定める資金の授受は、次に掲げる資金の授受とする。

- 一 事務所の運営に必要な人件費、光熱水費その他の一般管理費に係る資金の授受（支店、工場その他の営業所の設置又は拡張に係るものを除く。）
- 二 法人の本邦にある事務所が行う次のイからハまでに掲げる取引につき当該法人の本邦にある事務所と外国にある事務所との間で行われる当該イからハまでに定める資金の授受
 - イ 貨物の輸出入又は輸入 当該貨物の輸出入若しくは輸入の代金又は当該貨物の輸出入若しくは輸入に直接伴う運賃、保険料その他の資金の授受
 - ロ 外国相互間における貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引 当該取引に係る当該貨物の売買代金又は当該取引に直接伴う運賃、保険料その他の資金の授受
 - ハ 役務取引 当該役務取引の対価又は当該役務取引に直接伴う資金の授受

2 前項第二号ハの「役務取引」とは、労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。
（資本取引の指定）

第十条 法第二十条第十二号に規定する政令で定める取引は、居住者及び非居住者との間の金の地金の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引とする。
（財務大臣の許可を要する資本取引等）

第十一条 財務大臣は、法第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき居住者又は非居住者が資本取引を行うことについて許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、これらの規定のうちいずれの規定に基づき許可を受ける義務を課するかを明らかにした上で、その許可を受けなければならない資本取引を指定してするものとする。ただし、同項の規定に基づき居住者又は非居住者が資本取引を行うことについて許可を受ける義務を課する場合において、当該資本取引の指定を告示により行うこととした場合には法の目的を達成することが困難になると財務大臣が認めるときは、当該資本取引の指定は、財務省及び日本銀行における揭示

その他の財務省令で定める適切な方法により、行うことができるものとする。

2 財務大臣は、前項ただし書の規定により資本取引の指定をしたときは、その旨及び当該指定をした資本取引の内容を周知させる措置を講ずるとともに、速やかにこれらを告示するものとする。

3 居住者又は非居住者が第一項の規定により指定された資本取引を行おうとするときは、当該居住者又は非居住者は、財務省令で定める手続により、財務大臣の許可を受けなければならない。

4 居住者又は非居住者が行おうとする一の資本取引が、法第二十一条第一項及び第二項の規定のそれぞれに基づき第一項の規定により指定された資本取引の二以上に該当する場合において、当該居住者又は非居住者が、その行おうとする一の資本取引について同条第五項の規定に基づき同条第一項及び第二項の規定による許可の申請を併せて行おうとするときは、当該居住者又は非居住者は、当該許可の申請がこれらの規定により許可を受ける義務が課された資本取引に係るものであることを明らかにした上で、財務省令で定める手続により、申請するものとする。

5 第一項の規定により指定された資本取引が法第二十条第四号又は第九号に掲げる取引である場合において、当該取引の一方の当事者が第三項の規定による許可を受けたときは、当該取引の他方の当事者は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を受けることを要しない。

6 財務大臣は、第一項の規定により資本取引を行うことについて許可を受ける義務を課した場合において、当該義務を課する必要があるとなつたと認めるときは、告示により、速やかに当該義務を解除しなければならない。
（特別国際金融取引勘定の取扱）

第十一条の二 法第二十一条第三項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社及び同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）及び金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八条第一項第一

号に掲げる行為を業として行う者に限る。)とする。

2 法第二十一条第三項に規定する政令で定める者は、外国に主たる事務所を有する法人(外国法令に基づいて設立された法人を除く。)及び本邦法人である法第十六条の二に規定する銀行等(以下「銀行等」という。)の営業所のうち非居住者であるものとする。

3 法第二十一条第三項第一号に規定する政令で定める預金契約は、次の各号に掲げる預金契約の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす預金契約(譲渡性預金に係るものを除く。)とする。

一 法第二十一条第三項第一号に規定する非居住者のうち金融機関である者その他財務省令で定める者との間の預金契約 払戻しについて期限の定めがない預金契約にあつてはその払戻しが当該預金契約を解除した日の翌日以後に行われ、払戻しについて期限の定めがある預金契約にあつてはその払戻期限が当該預金契約を締結した日の翌日以後に到来すること。

二 法第二十一条第三項第一号に規定する非居住者のうち前号に掲げる者以外の者との間の預金契約 当該預金契約が、払戻しについて期限の定めがある預金契約で、その払戻期限が当該預金契約を締結した日から起算して二日を経過した日以後に到来し、かつ、当該預金契約に基づく預入の金額が財務大臣が定める金額以上のものであること。

4 法第二十一条第三項第三号に規定する政令で定める証券は、外国法令に基づいて設立された法人が発行する社債、外国の政府及び地方公共団体が発行する公債並びに外国の政府機関及び国際機関が発行する債券その他財務大臣が定める証券(以下この条において「外国公社債等」という。)とする。

5 法第二十一条第三項第四号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

- 一 非居住者預金契約等又は他勘定預金契約等に付随する非居住者との間のデリバティブ取引
- 二 外国公社債等又は流動化証券の保有に伴う非居住者との間のデリバティブ取引
- 三 前二号に掲げる取引の担保の目的で行う非居住者との間の外国公社債等、国債証券又は

流動化証券の貸借契約又は寄託契約に基づく債権の発生等に係る取引

四 非居住者に対する国債証券の譲渡

五 売戻し条件付きの国債証券の非居住者からの取得

六 譲渡した買戻し条件付きの国債証券の非居住者からの取得

七 買戻し条件付きの国債証券の譲渡を行うため又は第一号若しくは第二号に掲げる取引の担保の目的で行う国債証券の貸借契約若しくは寄託契約若しくは金銭担保付きの国債証券の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引を行うためにする非居住者その他財務省令で定める者からの国債証券の取得

八 流動化証券の非居住者からの取得又は非居住者に対する譲渡

九 流動化証券の譲渡を行うためにする流動化証券のその発行者からの取得

十 非居住者との間の金銭担保付きの外国公社債等、国債証券又は流動化証券の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引

十一 他の特別国際金融取引勘定承認金融機関(法第二十一条第三項の規定により同項に規定する特別国際金融取引勘定(以下この条において「特別国際金融取引勘定」という。))を設けることについて財務大臣の承認を受けた金融機関をいう。以下この条及び第十八条の七第二項第一号において同じ。)との間の次に掲げる取引又は行為であつて、当該取引又は行為に係る資金の運用又は調達に関する経理が当該他の特別国際金融取引勘定承認金融機関における特別国際金融取引勘定において整理されるもの

イ 預金契約(譲渡性預金に係るものを除く。)に基づく債権の発生等に係る取引

ロ 金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引

ハ 非居住者預金契約等又は他勘定預金契約等に付随するデリバティブ取引

ニ 外国公社債等又は流動化証券の保有に伴うデリバティブ取引

ホ ハ又はニに掲げる取引の担保の目的で行う外国公社債等、国債証券又は流動化証券の貸借契約又は寄託契約に基づく債権の発生等に係る取引

ヘ 外国公社債等、国債証券又は流動化証券の取得又は譲渡

ト 金銭担保付きの外国公社債等、国債証券又は流動化証券の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引

六 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 非居住者預金契約等 法第二十一条第三項第一号に規定する非居住者との間の預金契約で政令で定めるもの、非居住者との間の金銭の貸借契約又は外国公社債等若しくは流動化証券の非居住者からの取得若しくは非居住者に対する譲渡をいう。

二 他勘定預金契約等 他の特別国際金融取引勘定承認金融機関との間の前項第十一号イ若しくはロに掲げる取引であつて当該取引に係る資金の運用若しくは調達に関する経理が当該他の特別国際金融取引勘定承認金融機関における特別国際金融取引勘定において整理されるものに係る契約又は他の特別国際金融取引勘定承認金融機関との間の外国公社債等若しくは流動化証券の取得若しくは譲渡であつて当該行為に係る資金の運用若しくは調達に関する経理が当該他の特別国際金融取引勘定承認金融機関における特別国際金融取引勘定において整理されるものをいう。

三 デリバティブ取引 対外支払手段若しくは債権の売買契約又は金融指標等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引であつて、財務省令で定めるものをいう。

四 流動化証券 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第九項に規定する特定社債券若しくは同条第十五項に規定する受益証券であつて同条第一項に規定する特定資産が外国公社債等のみであるもの又は投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第四項に規定する証券投資信託であつて投資対象が外国公社債等のみであるものに係る同条第七項に規定する受益証券をいう。

七 特別国際金融取引勘定承認金融機関は、財務省令で定める帳簿書類を備え付けてこれに法第二十一条第三項各号に掲げる取引又は行為に係る資金の運用又は調達を財務省令で定める基準及び方法により記録しなければならない。

八 特別国際金融取引勘定とは他の勘定との間における資金の振替については、次に定めるところによらなければならない。

一 毎日(当日が休日であるときは、その前日。以下この項において同じ。)の終業時に

おける特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額は、その日の属する月の前月の毎日の終業時において特別国際金融取引勘定に経理されている金額のうち法第二十一条第三項に規定する非居住者に対する資金の運用に係るもののその月の合計額をその月の日数で除して得た金額(当該合計額をその月の日数で除して得た金額が財務大臣が定める金額以下の場合にあつては、財務大臣が定める金額)に財務大臣の定める率を乗じて算定した金額(特別国際金融取引勘定承認金融機関が特別国際金融取引勘定に関する経理を開始した日から同日の属する月の翌月の末日までの間においては、当該特別国際金融取引勘定承認金融機関の外国通貨による金銭の貸付けの状況その他の事情を勘案して財務大臣が指示する金額)を限度とする。

二 毎日の終業時における特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額の月中の合計額は、毎日の終業時におけるその他の勘定から特別国際金融取引勘定への資金の振替に係る金額のその月中の合計額を限度とする。

九 特別国際金融取引勘定承認金融機関は、特別国際金融取引勘定において経理される法第二十一条第三項第一号から第三号までに掲げる取引又は行為並びに第五項各号に掲げる取引又は行為の相手方の確認を、財務省令で定める書類を徴する方法その他財務省令で定める方法により行うほか、特別国際金融取引勘定において経理される金銭の貸付けに係る資金の使途については、財務省令で定めるところにより確認しなければならない。

第十一條の三 財務大臣は、法第二十一条第一項の規定に基づき、法第二十一条第一項の規定により許可を受ける義務が課された資本取引を当該許可を受けないで行つた者に対し、資本取引を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、その者に対する通知により、その禁止をする資本取引又はその許可を受けなければならない資本取引を指定してするものとする。

二 前項の規定によりその行う資本取引について許可を受ける義務を課された者は、同項の通知

おける特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額は、その日の属する月の前月の毎日の終業時において特別国際金融取引勘定に経理されている金額のうち法第二十一条第三項に規定する非居住者に対する資金の運用に係るもののその月の合計額をその月の日数で除して得た金額(当該合計額をその月の日数で除して得た金額が財務大臣が定める金額以下の場合にあつては、財務大臣が定める金額)に財務大臣の定める率を乗じて算定した金額(特別国際金融取引勘定承認金融機関が特別国際金融取引勘定に関する経理を開始した日から同日の属する月の翌月の末日までの間においては、当該特別国際金融取引勘定承認金融機関の外国通貨による金銭の貸付けの状況その他の事情を勘案して財務大臣が指示する金額)を限度とする。

二 毎日の終業時における特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額の月中の合計額は、毎日の終業時におけるその他の勘定から特別国際金融取引勘定への資金の振替に係る金額のその月中の合計額を限度とする。

特別国際金融取引勘定承認金融機関は、特別国際金融取引勘定において経理される法第二十一条第三項第一号から第三号までに掲げる取引又は行為並びに第五項各号に掲げる取引又は行為の相手方の確認を、財務省令で定める書類を徴する方法その他財務省令で定める方法により行うほか、特別国際金融取引勘定において経理される金銭の貸付けに係る資金の使途については、財務省令で定めるところにより確認しなければならない。

第十一條の三 財務大臣は、法第二十一条第一項の規定に基づき、法第二十一条第一項の規定により許可を受ける義務が課された資本取引を当該許可を受けないで行つた者に対し、資本取引を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、その者に対する通知により、その禁止をする資本取引又はその許可を受けなければならない資本取引を指定してするものとする。

二 前項の規定によりその行う資本取引について許可を受ける義務を課された者は、同項の通知

おける特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額は、その日の属する月の前月の毎日の終業時において特別国際金融取引勘定に経理されている金額のうち法第二十一条第三項に規定する非居住者に対する資金の運用に係るもののその月の合計額をその月の日数で除して得た金額(当該合計額をその月の日数で除して得た金額が財務大臣が定める金額以下の場合にあつては、財務大臣が定める金額)に財務大臣の定める率を乗じて算定した金額(特別国際金融取引勘定承認金融機関が特別国際金融取引勘定に関する経理を開始した日から同日の属する月の翌月の末日までの間においては、当該特別国際金融取引勘定承認金融機関の外国通貨による金銭の貸付けの状況その他の事情を勘案して財務大臣が指示する金額)を限度とする。

二 毎日の終業時における特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額の月中の合計額は、毎日の終業時におけるその他の勘定から特別国際金融取引勘定への資金の振替に係る金額のその月中の合計額を限度とする。

等に対して、当該本人確認について作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該銀行等その他の金融機関等が当該本人確認記録を保存している場合

六 当該銀行等その他の金融機関等が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の銀行等その他の金融機関等の事業を承継する場合において、当該他の銀行等その他の金融機関等が第七条の三に掲げるものと既に行う行為を行ったことがあり、その際に法第二十二條の二第二項の規定により準用される法第十八條第三項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行っており、かつ、当該銀行等その他の金融機関等に対して、当該本人確認について作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該銀行等その他の金融機関等が当該本人確認記録を保存している場合

3 銀行等その他の金融機関等が第一項第二号又は第三号に掲げる行為を行う場合において、信託契約の受益者が特定されていないとき若しくは存在しないとき、信託契約の受益者が受益者の意思表示をしていないとき又は信託契約の受益者の信託契約の利益を受ける権利に停止条件若しくは期限が付されているときは、銀行等その他の金融機関等が当該受益者の特定若しくは存在、当該受益者の意思表示又は当該停止条件の成就若しくは当該期限の到来を知った時に、当該受益者について同号に掲げる信託契約の受益者の指定がなされたものとみなして同号の規定を適用する。

4 法第二十二條の二の規定により資本取引とみなされる取引についての第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一第二十二條第一第二十二條の二第一号 項第一号又は第四号	預金契約の締結(預金の受入)	電子決済手段等の管理に関する契約の締結(顧客の電子決済手段等の管理)
第一第二十二條第二第二十二條の二第二号 項第一号又は第四号	電子決済手段等	

第一第二十二條第三第二十二條の二第三号
項第一号又は第四号

対外支払手段電子決済手段等の売買若しくは又は債権その他の電子決済手段等との交換を内容とする契約又はこれらの行為の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けることを内容とする契約

法第二十二條の三に規定する行為に係る電子決済手段等の価額が十万円に相当する額以下のもの(これらの行為を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約に係るものを除く。)

第一法第二十二條電子決済手段等の売買若しくは項第三に規定する他の電子決済手段等との交換の両替業務に換る内容とするもの又はこれらの行為の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けることを内容とするもの

第十一條の六 法第二十二條の三に規定する政令で定める小規模の両替は、二百万円に相当する額以下の両替とする。

(対外直接投資の届出)

第十二條 法第二十三條第一項に規定する政令で定める対外直接投資は、次のいずれかに該当する事業に係る同条第二項に規定する対外直接投資(以下この条において「対外直接投資」という。)とする。

一 特定の業種に属する事業に係る対外直接投資を行うこと

二 特定の地域において行われる事業に係る対外直接投資を行うこと

三 特定の地域において行われる特定の業種に属する事業に係る対外直接投資を行うこと

第一第二十二條の三に規定する行為に係る電子決済手段等の価額が十万円に相当する額以下のもの(これらの行為を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約に係るものを除く。)

第一法第二十二條電子決済手段等の売買若しくは項第三に規定する他の電子決済手段等との交換の両替業務に換る内容とするもの又はこれらの行為の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けることを内容とするもの

第十一條の六 法第二十二條の三に規定する政令で定める小規模の両替は、二百万円に相当する額以下の両替とする。

(対外直接投資の届出)

第十二條 法第二十三條第一項に規定する政令で定める対外直接投資は、次のいずれかに該当する事業に係る同条第二項に規定する対外直接投資(以下この条において「対外直接投資」という。)とする。

一 特定の業種に属する事業に係る対外直接投資を行うこと

二 特定の地域において行われる事業に係る対外直接投資を行うこと

三 特定の地域において行われる特定の業種に属する事業に係る対外直接投資を行うこと

2 法第二十三條第一項の規定による届出は、前項各号に掲げる事業に係る対外直接投資を行うこととする日前二月以内に、財務省令で定める手続により、しななければならない。

3 法第二十三條第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

二 対外直接投資の内容

三 対外直接投資の実行の時期

四 対外直接投資を行う理由

五 その他財務省令で定める事項

4 法第二十三條第二項に規定する政令で定める証券の取得又は金銭の貸付けは、居住者による次に掲げる証券の取得又は金銭の貸付け(貸付期間が一年を超えるものに限る。)とする。

一 当該居住者により所有される外国法令に基づいて設立された法人(以下この項において「外国法人」という。)の株式の数又は出資の金額の当該外国法人の発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が百分の十以上となる場合及びこれに準ずる場合として財務省令で定める場合に該当する場合における当該外国法人の発行に係る証券の取得

二 当該居住者により所有される外国法人の株式の数若しくは出資の金額の当該外国法人の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額に占める割合が百分の十以上である外国法人及びこれに準ずるものとして財務省令で定める外国法人の発行に係る証券の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付け

三 前二号に掲げるもののほか、当該居住者との間において役員の派遣、長期にわたる原材料の供給その他の財務省令で定める継続的な関係がある外国法人の発行に係る証券の取得又は当該外国法人に対する金銭の貸付け

(勧告又は命令の送達等)

第十三條 法第二十三條第四項又は第九項の規定による勧告又は命令は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下この条において「信書便」という。)による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所又は営業所に当該勧告又は命令の内容を記載した文書を送達して行う。

2 通常の取扱いによる郵便又は信書便によつて前項に規定する文書を送達した場合には、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二條第三項に規定する信書便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

3 財務大臣は、通常の取扱いによる郵便又は信書便によつて第一項に規定する文書を送達する場合には、当該文書の送達を受けるべき者の氏名(法人にあつては、その名称)、あて先及び当該文書の発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならない。

4 第一項の交付送達は、当該行政機関の職員(法第六十九條第一項の規定に基づき第二十六條第三号又は第五号に掲げる事務に従事する日本銀行の職員を含む。)が第一項に規定する文書を送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に当該文書を交付して行う。ただし、その送達を受けるべき者に異議がないときは、その他の場所において当該文書を交付することができる。

5 次の各号に掲げる場合には、第一項の交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に定める行為により行うことができる。

一 送達すべき場所において第一項に規定する文書の送達を受けるべき者に出会わない場合、その使用人その他の従業者又は同居の者で当該文書の受領について相当のわかまえのあるもの(次号において「使用人等」という。)に当該文書を交付すること。

二 第一項に規定する文書の送達を受けるべき者その他使用人等が送達すべき場所に行かない場合又はこれらの者が正当な理由なく当該文書の受領を拒んだ場合、送達すべき場所に当該文書を差し置くこと。

6 法第二十三條第六項の規定による通知は、財務省令で定める手続により、しななければならない。

第十四條 法第二十四條第一項に規定する特定資本取引(以下「特定資本取引」という。)は、次に掲げる契約に基づく債権の発生等に係る取引(国際商業取引の決済のための取引で当該取引に係る債権の発生から消滅までの期間が一年以上であるものを除く。)とする。

第十四條 法第二十四條第一項に規定する特定資本取引(以下「特定資本取引」という。)は、次に掲げる契約に基づく債権の発生等に係る取引(国際商業取引の決済のための取引で当該取引に係る債権の発生から消滅までの期間が一年以上であるものを除く。)とする。

第十四條 法第二十四條第一項に規定する特定資本取引(以下「特定資本取引」という。)は、次に掲げる契約に基づく債権の発生等に係る取引(国際商業取引の決済のための取引で当該取引に係る債権の発生から消滅までの期間が一年以上であるものを除く。)とする。

第十四條 法第二十四條第一項に規定する特定資本取引(以下「特定資本取引」という。)は、次に掲げる契約に基づく債権の発生等に係る取引(国際商業取引の決済のための取引で当該取引に係る債権の発生から消滅までの期間が一年以上であるものを除く。)とする。

第十八条 法第二十五条第五項に規定する政令で定める役務取引は、鉱産物の加工若しくは貯蔵、放射線を照射した核燃料物質の分離若しくは再生又は放射性廃棄物の処理に係る役務取引（当該役務取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないものとして財務省令又は経済産業省令で定めるものを除く。）とする。

2 居住者が法第二十五条第五項の規定による財務大臣又は経済産業大臣の許可を受けようとするときは、当該居住者は、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならない。

3 財務大臣又は経済産業大臣は、法第二十五条第六項の規定に基づき居住者が役務取引等（同項に規定する役務取引等をいう。以下この条及び第十八条の三において同じ。）を行うことについて許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、その許可を受けなければならない役務取引等を指定してするものとする。

4 居住者が前項の規定により指定された役務取引等を行うときは、当該居住者は、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、財務大臣又は経済産業大臣の許可を受けなければならない。

5 財務大臣又は経済産業大臣は、第三項の規定により役務取引等を行うことについて許可を受ける義務を課した場合において、当該義務を課する必要がなくなつたと認めるときは、告示により、速やかに当該義務を解除しなければならない。

(税関長の確認等)

第十八条の二 税関長は、経済産業大臣の指示に従い、特定技術の内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体を輸出しようとする者が第十七条第二項の規定による許可を受けていること又は当該許可を受けることを要しないことを確認しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による確認をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

3 経済産業大臣は、法第二十五条の二第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、その旨を遅滞なく税関長に通知するものとする。

(役務取引等の制限の範囲等)

第十八条の三 財務大臣又は経済産業大臣は、法第二十五条の二第四項の規定に基づき、法第二

十五条第六項の規定により許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行つた者に対し、役務取引等を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、その者に対する通知により、その禁止をする役務取引等又はその許可を受けなければならない役務取引等を指定してするものとする。

2 前項の規定によりその行う役務取引等について許可を受ける義務を課された者は、同項の通知により許可を受けなければならないものとして指定された役務取引等を行うものとする。

3 財務大臣又は経済産業大臣は、法第二十五条の二第四項に規定する手続により、財務大臣又は経済産業大臣の許可を受けなければならない。

3 財務大臣又は経済産業大臣は、第一項の規定により、役務取引等を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課した場合において、その禁止をし、又は許可を受ける義務を課する必要があるときは、その禁止をし、その禁止を課した者に対する通知により、速やかにその禁止又はその課した義務を解除しなければならない。

4 財務大臣又は経済産業大臣は、第一項の規定による通知をすべき者の住所若しくは居所又は営業所若しくは事務所が所在地が確知できないときは、同項の規定による通知に代えて、告示により、役務取引等を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課する者を明らかにした上で、その禁止をし、又は許可を受けなければならない役務取引等を指定することができる。この場合において、財務大臣又は経済産業大臣が当該告示を行つたときにおける前二項の規定の適用については、第二項中「前項」とあるのは「前項及び第四項」と、「通知」とあるのは「告示」と、前項中「第一項」とあるのは「第一項及び次項」と、「その禁止をし、又は許可を受ける義務を課した者に対する通知」とあるのは「告示」と読み替えるものとする。

第四章の二 報告等

第十八条の四

法第五十五条第一項に規定する政令で定める場合は、居住者又は非居住者がした支払等が次に掲げる支払等のいずれかに該当する場合とする。

一 財務省令又は経済産業省令で定める小規模の支払等

二 貨物を輸出し、又は輸入する者がその輸出又は輸入に直接伴つてする支払等

三 その他法第五十五条第一項の規定に基づく報告がされなくても法の目的を達成するため特に支障がないものとして財務省令又は経済産業省令で定める支払等

2 法第五十五条第一項の規定による支払等の報告（同条第二項の規定により銀行等又は資金決済に関する法律第二条第三項に規定する資金移動業者を経由してするものを含む。）は、財務省令又は経済産業省令で定める期間内に、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、しなければならない。

3 法第五十五条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 報告者の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 支払又は支払の受領の別及びその金額
- 三 支払等の実行の日
- 四 その他財務省令又は経済産業省令で定める事項

(資本取引の報告)

第十八条の五 法第五十五条の三第一項に規定する政令で定める場合は、居住者又は非居住者が当事者となつた資本取引が次に掲げる資本取引のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第五十五条の三第一項第一号から第九号までに掲げる資本取引のうち、財務省令で定める資本取引の区分に応じ財務省令で定める小規模のもの
- 二 法第五十五条の三第一項第四号に掲げる資本取引のうち、居住者その他の居住者との間の対外支払手段又は債権の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引以外のもの
- 三 その他法第五十五条の三第一項の規定に基づく報告がされなくても法の目的を達成するため特に支障がないものとして財務省令で定める資本取引

2 法第五十五条の三第一項の規定による報告は、財務省令で定める期間内に、財務省令で定める手続により、しなければならない。

3 法第五十五条の三第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 報告者の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 資本取引の内容
- 三 特定資本取引の実行の日
- 四 その他経済産業省令で定める事項

二 資本取引の内容

三 資本取引の実行の日

4 法第五十五条の三第二項の規定による報告は、財務省令で定める期間内に、財務省令で定める手続により、なければならない。

5 法第五十五条の三第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 報告者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 資本取引の当事者となつた者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 三 資本取引の内容
- 四 資本取引の実行の日
- 五 その他財務省令で定める事項

6 法第五十五条の三第五項の規定による報告をする場合における当該報告は、財務省令で定める期間内に、財務省令で定める手続により、なければならない。

7 法第五十五条の三第五項の規定による報告をした者は、財務省令で定めるところにより同項に定める帳簿書類を作成し、当該報告に係る資本取引が行われた日から五年間、これをその営む事業に係る事務所その他これに準ずるもの所在地に保存しなければならない。

(特定資本取引の報告)

第十八条の六 法第五十五条の四に規定する政令で定める場合は、居住者が当事者となつた特定資本取引が、経済産業省令で定める小規模のものである場合その他同条の規定に基づく報告がされなくても法の目的を達成するため特に支障がないものとして経済産業省令で定める特定資本取引に該当する場合とする。

2 法第五十五条の四の規定による報告は、経済産業省令で定める期間内に、経済産業省令で定める手続により、なければならない。

3 法第五十五条の四に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 報告者の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 特定資本取引の内容
- 三 特定資本取引の実行の日
- 四 その他経済産業省令で定める事項

(外国為替業務に関する事項の報告)
第十八条の七 法第五十五条の七に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

- 一 外国為替取引
- 二 対外支払手段の発行
- 三 対外支払手段の売買又は債権の売買(本邦通貨をもって支払われる債権の居住者間の売買を除く。)
- 四 預金の受入れ(本邦通貨をもって支払われる居住者からの預金の受入れを除く。)
- 五 金銭の貸付け(本邦通貨をもって支払われる居住者に対する金銭の貸付けを除く。)
- 六 証券の売買(本邦通貨を対価とする居住者間の売買を除く。)
- 七 居住者による非居住者からの証券の取得又は居住者による非居住者に対する証券の譲渡に係る媒介、取次ぎ又は代理

2 法第五十五条の七に規定する政令で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 特別国際金融取引勘定承認金融機関
- 二 前号に掲げる者を除くほか、次に掲げる取引又は行為の区分に応じ、財務省令で定める期間内に行つた当該取引若しくは行為の額として財務省令で定めるもの合計額又は財務省令で定める時点における当該取引若しくは行為に基づく債権若しくは債務の残高の額が、財務省令で定める額を超える者
- イ 外国為替取引
- ロ 対外支払手段の発行
- ハ 対外支払手段の売買(二に掲げるものを除く。)
- ニ 外国通貨又は旅行小切手の売買
- ホ 前項第四号に掲げる預金の受入れ
- ヘ 前項第五号に掲げる金銭の貸付け
- ト 前項第六号に掲げる証券の売買
- チ 居住者による非居住者からの証券の取得又は居住者による非居住者に対する証券の譲渡に係る媒介、取次ぎ又は代理

3 財務大臣は、前項に規定する者に対し、法及びこの政令の施行に必要な限度において、財務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる取引又は行為の実施に関する事項(法第五十五条の三の規定による報告の対象となる事項を

除く。)その他当該取引又は行為に関連する事項として財務省令で定める事項に関し、報告を求めることができる。(その他の報告)

第十八条の八 財務大臣又は経済産業大臣は、法第五十五条の八の規定に基づき、法(第一章、第三章、第四章、第六章の二及び第六章の三)に限る。以下この項において同じ。及びこの政令の施行に必要な限度において、法の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行い、若しくは行つた者又は関係人に対し、当該取引、行為又は支払等の内容その他当該取引、行為又は支払等に関連する事項について報告を求める場合には、これらの者に対する通知その他の財務省令又は経済産業省令で定める方法により、当該報告を求める事項を指定するものとする。

2 前項の規定により指定された事項の報告を求められた者は、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、当該報告をしなければならぬ。(対外の貸借及び国際収支に関する統計)

第十八条の九 財務大臣は、次に掲げる対外の貸借及び国際収支に関する統計を作成しなければならぬ。

- 一 毎年十二月三十一日現在の対外の貸借に関する統計
- 二 毎月及び毎年の国際収支に関する統計
- 三 財務大臣は、前項各号に掲げる統計(毎月の国際収支に関する統計を除く。)を翌年五月三十一日までに内閣に報告しなければならない。
- 四 財務大臣は、第一項の統計を作成するため必要がある場合には、その必要がある範囲内で、関係行政機関及び次に掲げる者に対し、資料の提出を求めることができる。
- 一 法の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行い、若しくは行つた者又は関係人
- 二 前号に掲げる者に準ずる者

第四章の三 外国為替取引等取扱業者遵守基準
第十八条の十 法第五十五条の九の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行等
- 二 法第十六条の二に規定する資金移動業者
- 三 法第十六条の二に規定する電子決済手段等取引業者等

四 法第二十二條の三に規定する両替業者
2 法第五十五条の九の二第二項第二号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

- 一 法第五十五条の九の二第二項第四号に掲げる資本取引及び同項第五号に掲げる特定資本取引
- 二 第七條第二号に掲げる役務取引等及び同条第四号に掲げる貨物の輸入
- 三 法第二十七條第三項第三号に掲げる対内直接投資等に該当するものとして同条第一項の規定により届出をする義務が課されたものであつて、法第二十一條第一項の規定により許可を受ける義務が課されている資本取引に相当するものとして財務省令で定めるもの

第五章 雑則
第十九條 此の政令における財務大臣と経済産業大臣の所管事項の区分は、法及び外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令(昭和五十五年政令第二百五十九号)の定めるところによる。

第二十条 削除
(換算の方法)
第二十一条 法(第一章、第三章、第四章及び第六章の二(第五十五条の五及び第五十五条の六を除く。))に限る。次条において同じ。及びこの政令並びにこれらに基づく命令の規定を適用する場合における本邦通貨と外国通貨との間又は異種の外国通貨相互間の換算は、財務省令又は経済産業省令で定める区分に応じ財務省令又は経済産業省令で定める方法による場合を除き、当該規定においてその額について当該換算をすべき取引、行為又は支払等が行われる日における法第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場を用いて行うものとする。

(法令の適用を受けない政府機関の取引等)
第二十二条 法及びこの政令の許可、届出又は報告に係る規定は、財務大臣が特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二章第五節の規定に基づき行う取引、行為又は支払等については、適用しない。
(告示の方法)
第二十三条 この政令の規定に基づく告示は、官報で行う。

第二十四条 削除

(権限の委任)
第二十五条 次に掲げる財務大臣の権限は、税関長に委任する。

- 一 法第十九條第三項の規定による届出の受理
- 二 法第六十八條第一項の規定による主務大臣の権限のうち、財務大臣に属する権限は、外国為替業務を行う者その他法の適用を受ける取引又は行為を業として行う者(次項から第五項までにおいて「外国為替業務を行う者等」という。)の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 前項に規定する財務大臣に属する権限で、外国為替業務を行う者等の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所(以下「支店等」という。)に関するものについては、同項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

4 前項の規定により、外国為替業務を行う者等の支店等に対して立入検査及び質問を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国為替業務を行う者等の本店若しくは主たる事務所又は他の支店等(当該立入検査及び質問を行つた支店等以外の支店等という。)に対して立入検査及び質問の必要を認めるときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該他の支店等に対し、立入検査及び質問を行うことができる。

5 法第五十五条の八の規定による主務大臣の権限のうち財務大臣に属する権限については、前三項の規定により外国為替業務を行う者等に関して財務局長又は福岡財務支局長に委任された立入検査及び質問の権限を行使するために必要な限度において、当該財務局長又は福岡財務支局長も行うことができる。

6 前各項の規定は、第一項に規定する財務大臣の権限並びに第二項、第三項及び前項に規定する財務大臣に属する権限のうち財務大臣の指定するものについては、適用しない。
7 財務大臣は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(事務の委任)

第二十六条 財務大臣又は経済産業大臣が法第十九条第一項の規定に基づき日本銀行に取り扱わせる法(第一章、第三章、第四章及び第六章の二(第五十五条の二)、第五十五条の五及び第五十五条の六を除く。)に限る。第十号において同じ。)の施行に関する事務は、次に掲げる事務のうち財務省令又は経済産業省令で定める事務とする。

- 一 法第二十三条第一項の規定に基づく届出の受理に関する事務
二 法第二十三条第三項の規定に基づく期間の短縮の通知に関する事務
三 法第二十三条第四項の規定に基づく勧告の内容を記載した文書の送付に関する事務
四 法第二十三条第六項の規定に基づく応諾に関する通知の受理に関する事務
五 法第二十三条第九項の規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務
六 法第二十五条第五項の規定又は第六条第二項、第十一条第三項、第十五条第二項若しくは第十八条第四項の規定による許可に関する事務
七 法第五十五条、第五十五条の三、第五十五条の四、第五十五条の七又は第五十五条の八(この政令の第十八条の八に係る部分に限る。)の規定に基づく報告の受理(前条第五項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う報告の徴求に係るものを除く。)に関する事務
八 法第五十五条の九の規定に基づく対外の貸借及び国際収支に関する統計の作成に関する事務
九 第六条の二第四項、第十一条の三第二項、第十六条第二項又は第十八条の三第二項の規定による許可に関する事務
十 前各号に掲げる事務のほか、法及びこの政令の施行のために必要な事務(核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい技術等)

2 法第六十九条の六第二項第一号に規定する政令で定める技術は、別表の一から四までの項の中欄に掲げる技術(輸出入貿易管理令別表第一の一の項(五)、(六)及び(十)から(十二)までに掲げる貨物並びに核兵器等の設計、製造又は使用に係る技術を除く。)とする。

附則 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第六十五号)の施行の日(昭和五十五年十二月一日)から施行する。

(外国為替管理令等の廃止)
第二条 次に掲げる政令は、廃止する。
一 外国為替公認銀行及び両替商の報告に関する政令(昭和二十四年政令第三百七十七号)
二 対外の貸借及び収支に関する勘定令(昭和二十五年政令第八十一号)
三 外国為替管理令(昭和二十五年政令第二三三三号)

四 外国人の財産取得に関する政令の規定により日本銀行に取り扱わせる事務の範囲を定める政令(昭和二十七年政令第三百十号)

五 非居住者自由円勘定に関する政令(昭和三十一年政令第五十七号)

(経過措置)
第三条 この政令による廃止前の外国為替管理令(以下この条において「旧令」という。)第十条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条若しくは第二十六条又は附則第九項若しくは第十項の規定に基づき認められ又は許可若しくは承認を受けた取引又は行為については、なお従前の例による。

2 この政令の施行の際現に旧令第十条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条又は附則第九項の規定により許可又は承認の申請(以下この項において「旧令に基づきされた申請」という。)に係る取引又は行為のうち外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律(次項において「改正法」という。)による改正後の法(以下この項において「新法」という。)及びこの政令の規定により許可を受けなければならないものについては、旧令に基づきされた申請は、新法及びこの政令の相当規定によりされた許可の申請と、旧令に基づきされた申請に係る取引又は行為のうち新法第二十二條第一項又は第二十四條第二項の規定

により届け出なければならないものについては、旧令に基づきされた申請は、この政令の施行の日(以下この項において「届出日」という。)に於ては、新法(第五章及び第六章を除く。)及びこの政令の規定を適用する。

3 改正法の施行の際現に改正法による改正前の法第三十五条の規定により許可の申請に係る取引又は行為については、旧令第十四条第一項本文及び第二十八条の規定は、この政令の施行後において、なお効力を有する。

4 政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 政令の施行の際現に改正法による廃止前の外国人の財産取得に関する政令第三條第一項の規定によりされた申請に係る取引及び当該取引に係る報告については、この政令による廃止前の外国人の財産取得に関する政令の規定により日本銀行に取り扱わせる事務の範囲を定める政令は、この政令の施行後においても、なお効力を有する。

第六條 削除
附則 (昭和五五年一月二九日政令第三二二号)
この政令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第六十五号)の施行の日(昭和五十五年十二月一日)から施行する。

附則 (昭和五六年一月二六日政令第七三三二号)
この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五六年九月二二日政令第二八七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年六月二〇日政令第二二五号)
この政令は、昭和六十一年十二月一日から施行する。ただし、第四条第二項の改正規定は、同年八月一日から施行する。

附則 (昭和六二年一月五日政令第三七三三号)
(施行期日)
第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律(昭和六十二年十一月十日)から施行する。

第二条 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第

二条の規定により改正法による改正後の外国為替及び外国貿易管理法(以下「新法」という。)第二十五条第一項若しくは第三項又はこの政令による改正後の外国為替管理令(以下この条において「新令」という。)第十七条の二第三項の規定による許可を受けたものとみなされる取引については、この政令による改正前の外国為替管理令第二十一条第一項の規定により改正法による改正前の外国為替及び外国貿易管理法第二十五条の規定による許可に付された条件は、それぞれ、新令第二十一条第一項の規定により新法第二十五条第一項若しくは第三項又は新令第十七条の二第三項の規定による許可に付された条件とみなす。

5 政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六三年八月九日政令第二四二二号)
この政令は、昭和六十三年八月二十三日から施行する。

附則 (昭和六三年一月二六日政令第三三三二号)
この政令は、昭和六十三年十二月二十日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成元年三月一七日政令第五三三三三号)
(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成元年三月二十七日)から施行する。

附則 (平成元年三月二九日政令第八〇〇号)
この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附則 (平成元年九月二九日政令第二九〇〇号)
この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 第一条中外国為替管理令別表の一の二の項、五の三の項、八の二の項、八の三の項、九の二の項、一一の二の項、一二の三の項、一八の二の項及び二五の項の改正規定並びに第二条中輸出入貿易管理令別表第一の一七の項、二六の項、八〇の項、九〇の項、九八の項、一〇二の項、一〇三の項、一〇五の項、

1 この政令は、平成六年十二月二十八日から施行する。

2 改正後の外国為替管理令第十八条第一項の規定は、この政令の施行の日以後に開始される業務取引について適用する。

附 則 (平成七年二月二〇日政令第四二〇号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中外国為替管理令別表の二の項の改正規定のうち同項(二)に係る部分、第二条中輸出入貿易管理令別表第一の二の項の改正規定のうち同項(十二)に係る部分及び次項から附則第四項までの規定 公布の日 (経過措置)

2 この政令の施行前に改正前の外国為替管理令別表の二の項(二)に掲げる技術を提供することを目的とする取引について同令第十七条の二第一項の規定による許可を受けた者がその許可を受けたところに従ってする業務取引であつて、改正後の外国為替管理令第十七条の二第三項の規定の適用のあるものについては、なお従前の例による。

4 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年八月二三日政令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成八年九月十三日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行前に改正前の外国為替管理令別表の五から一五までの項の中欄に掲げる技術を提供することを目的とする取引について同令第十七条の二第三項の規定による許可を受けた者がその許可を受けたところに従ってする業務取引であつて、改正後の外国為替管理令第十七条の二第一項の規定の適用のあるものについては、なお従前の例による。

第四条 この政令の施行の際現にされている改正前の外国為替管理令別表の五から一五までの項の中欄に掲げる技術を提供することを目的とする取引に係る同令第十七条の二第三項の規定による許可の申請であつて、改正後の外国為替管理令第十七条の二第一項の規定による許可を要する取引に係るものについては、同項の規定による許可の申請とみなす。

第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年二月一日政令第三一五号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年三月二八日政令第九四二号)

(施行期日)

この政令は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約が日本国について効力を生ずる日(平成九年四月二十九日)から施行する。

附 則 (平成九年一月二二日政令第三二七号)

(施行期日)

1 この政令は、平成九年十一月十六日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の外国為替管理令第十八条第一項の規定は、この政令の施行の日以後に開始される業務取引について適用する。

附 則 (平成九年二月二五日政令第三八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日(平成十年四月一日)から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 銀行等(外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)による改正後の外国為替及び外国貿易法(以下「新法」という。)第十七条第一項に規定する銀行等)をいう。以下この条において同じ。)がその顧客との間で行う為替取引に係る支払等(支払又は支払の受領をいう。以下同じ。)が改正法の施行の日(以下「施行日」という。)前に

行われた資本取引(改正法による改正前の外国為替及び外国貿易管理法(以下「旧法」という。)第二十条に規定する資本取引をいう。以下この項、附則第五条及び附則第六条において同じ。)に係るものであるときにおける新法第十七条及び改正後の外国為替令(以下「新令」という。)第七十条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 新法第十七条第一項第二号中「第二十一条第一項又は第二項」とあるのは「外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律(平成九年法律第五十九号。以下この号及び次号において「改正法」という。)による改正前の外国為替及び外国貿易管理法(次号において「旧法」という。)第二十一条第一項又は第二項」とし、「資本取引」とあるのは「資本取引(仮に改正法の施行の日以後に行うとした場合には第二十一条第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務が課された資本取引に該当するものに限る。）」とする。

二 新法第十七条第一項第三号中「政令で定めるもの」とあるのは、「旧法第二十二條第一項の規定により届出をする義務が課された旧法第二十三條第一項に規定する資本取引若しくは旧法第二十四條第二項の規定により届出をする義務が課された同条第一項に規定する資本取引(それぞれ、仮に改正法の施行の日以後に行うとした場合には第二十一条第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務が課された資本取引に該当するものに限る。）」とする。

三 新令第七條第一号中「法第二十四條第一項又は第二項」とあるのは「外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律(平成九年法律第五十九号。以下この号において「改正法」という。)による改正前の外国為替及び外国貿易管理法第二十四條第一項」とし、「同条第一項に規定する特定資本取引」とあるのは「同項に規定する資本取引(仮に改正法の施行の日以後に行うとした場合には法第二十四條第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務が課された同条第一項に規定する特定資本取引に該当するものに限る。）」とする。

における新法第十七条及び新令第七條の規定の適用については、同条第二号中「法第二十五条第四項」とあるのは「外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律(平成九年法律第五十九号。以下この号において「改正法」という。)による改正前の外国為替及び外国貿易管理法第二十五条第三項」とし、「業務取引等」とあるのは「取引(仮に改正法の施行の日以後に行うとした場合には法第二十五条第四項の規定により許可を受ける義務が課された業務取引等に該当するものに限る。）」とする。

3 銀行等がその顧客との間で行う為替取引に係る支払等が、施行日前行われた旧法第五十二条の規定により承認を受ける義務が課された貨物の輸入に係るものであるときにおける新法第十七条及び新令第七條の規定の適用については、同条第四号中「法第十六條第一項」とあるのは「外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律(平成九年法律第五十九号。以下この号において「改正法」という。)による改正前の外国為替及び外国貿易管理法第十六條第二項」とし、「課したのもの」とあるのは「課したものであつて、仮に改正法の施行の日以後に当該輸入をするとした場合には法第十六條第一項の規定により支払等について許可を受ける義務を課する場合と同一の見地から通商産業大臣が承認を受ける義務を課した貨物の輸入に該当するものに限る。）」とする。

第三条 新法第十九條第三項の規定による輸出又は輸入に係る届出の対象となる同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を施行日に輸出し、又は輸入しようとする居住者又は非居住者は、施行日の前日において、同条第三項の規定の例により届け出ることができ。

2 前項の規定による届出が行われる場合における当該届出をする事項及び当該届出に関する大蔵大臣の権限の委任については、新令第八條の二第三項及び第二十五条第一項(第二号を除く。)の規定の例による。

第四条 改正法附則第二条第一項に規定する政令で定める支払等は、次のいずれかに該当する支払等とする。

一 施行日において新令第六條第一項の規定に基づく告示により指定した支払等のうち、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めて新法第十六條第一項の規定により許可を受ける義務

を課した支払等であることを当該告示において特定した支払等

二 施行日後に新令第六條第一項の規定に基づく告示により指定した支払等

第五條 改正法附則第三條第一項に規定する政令で定める資本取引又は同項に規定する取引は、次のいずれかに該当する資本取引又は同項に規定する取引(以下この条において「資本取引等」という。)とする。

一 施行日において新令第十一條第一項、第十五條第一項又は第十八條第三項の規定に基づく告示により指定した資本取引等のうち、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、新法の目的を達成することが困難になると認めて新法第二十一條第一項、第二十四條第一項又は第二十五條第四項の規定により許可を受ける義務を課した資本取引等であることとを当該告示において特定した資本取引等

二 施行日後に新令第十一條第一項、第十五條第一項又は第十八條第三項の規定に基づく告示により指定した資本取引等

第六條 改正法附則第五條第一項に規定する政令で定める旧法事前審査対象資本取引は、次のいずれかに該当する資本取引とする。

一 施行日において新令第十一條第一項の規定に基づく告示により指定した資本取引のうち、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、新法の目的を達成することが困難になると認めて新法第二十一條第一項の規定により許可を受ける義務を課した資本取引であることとを当該告示において特定した資本取引

二 施行日後に新令第十一條第一項の規定に基づく告示により指定した資本取引

第七條 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一〇年一月二〇日政令第三六九号)抄

第一条 この政令は、平成十年十二月一日から施行する。

附則(平成一二年六月一八日政令第一九〇号)抄

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中外國為替令別表の七の項の改正規定 平成十一年七月二日

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一二年九月一六日政令第二六七号)抄

第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附則(平成一二年九月二〇日政令第二七二号)抄

第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附則(平成一二年二月二七日政令第四二四号)

この政令は、平成十二年三月一日から施行する。

附則(平成一二年六月七日政令第三〇七号)抄

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則(平成一二年一月一七日政令第四八三号)抄

第一条 この政令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年十二月一日)から施行する。

附則(平成一三年二月二八日政令第四三九号)

1 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一四年六月一四日政令第二〇九号)

1 この政令は、平成十四年七月十五日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日) 第一条 この政令は、外國為替及び外國貿易法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十四号。次条において「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 金融機関等(改正法による改正後の外國為替及び外國貿易法(以下この条において「新法」という。))第二十二條の二第一項に規定する金融機関等をいう。が、改正法の施行前に、新法第十八條第一項又は第二十二條の二第一項の規定に準じ顧客等(新法第二十二條の二第一項に規定する顧客等をいう。)を特定するに足りる事項の確認を行い、かつ、当該確認に関する記録を作成してこれを保存している場合には、施行前本人確認済み行為(当該確認を本人確認(新法第十八條第一項及び第二十二條の二第一項の規定による本人確認をいう。))と、当該記録を本人確認記録(新法第十八條の三第一項に規定する本人確認記録をいう。))とみなして改正後の第十一條の五第二項を適用するときは、この間の行為に該当する行為をいう。は、改正後の第十一條の五第二項に規定する本人確認済みの顧客等との間の行為とみなす。

2 前項の規定は、郵政官署又は本邦において新法第二十二條の三第一項に規定する両替業務を行う者について準用する。

附則(平成一四年二月六日政令第三六三号)抄

第一条 この政令は、平成十五年一月六日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第六條 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一四年二月一八日政令第三八五号)抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(外國為替令の一部改正に伴う経過措置)

第六條 第六十二條の規定による改正後の外國為替令第十一條の五第二項及び外國為替令の一部を改正する政令(平成十四年政令第二百五十九号)附則第二條の規定の適用については、施行日前に郵政官署が行った行為は、公社が行った行為とみなす。

附則(平成一四年二月一八日政令第三八六号)抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則(平成一五年一月三一日政令第二八号)抄

第一条 この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。

附則(平成一五年四月二日政令第一九七号)

この政令は、平成十五年七月一日から施行する。

附則(平成一五年二月一七日政令第五一八号)

1 この政令は、平成十六年一月二十日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一六年一月三〇日政令第九号)抄

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一六年一月一〇日政令第三五二号)抄

1 この政令は、平成十七年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一六年二月二七日政令第四二五号)抄

第一条 この政令は、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年十二月三十日)から施行する。

附則（平成一六年二月二八日政令第四二九号）抄

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

附則（平成一七年二月一六日政令第一九号）抄

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年六月一〇日政令第二〇六号）抄

第一条 この政令は、金融先物取引法の一部を改正する法律（次条及び附則第三条第一項において「改正法」という。）の施行の日（同項において「施行日」という。）から施行する。

第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年二月二日政令第三五八号）抄

1 この政令は、平成十八年一月一日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年三月一七日政令第四二号）抄

この政令は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成一八年九月二二日政令第三一三号）抄

第一条 この政令は、平成十九年一月四日から施行する。

第二条 銀行等（外国為替及び外国貿易法（以下この条において「法」という。）第十六条の二に規定する銀行等をいう。）が、この政令の施行前に、法第十八条第一項の規定の例により同項各号に定める事項の確認を行い、かつ、当該確認に関する記録を作成してこれを保存している

場合には、当該確認を同項に規定する本人確認と、当該記録を法第十八条の三第一項に規定する本人確認記録とそれぞれみなして、この政令による改正後の外国為替令第十一条の五第一項及び第二項の規定を適用する。

附則（平成一八年二月二〇日政令第三八七号）抄

1 この政令は、平成十九年六月一日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年三月二二日政令第一二四号）抄

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。

附則（平成一九年七月一三日政令第二〇七号）抄

この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三三号）抄

第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年二月一日政令第二〇号）抄

第一条 この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年三月一日）から施行する。

附則（平成二〇年三月二六日政令第七一号）抄

1 この政令は、平成二十年五月十五日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年五月二二日政令第一八〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年七月四日政令第二一九号）抄

第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年七月二五日政令第二三七号）抄

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年八月二七日政令第二六〇号）抄

この政令は、平成二十年十一月一日から施行する。

附則（平成二〇年九月一九日政令第二九七号）抄

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二一年四月二二日政令第一二二号）抄

この政令は、平成二十一年五月十二日から施行する。

附則（平成二一年八月二四日政令第二一三号）抄

第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十一月一日）から施行する。ただし、第一条中外国為替令第十八条の八第一項の改正規定及び第二章中輸出貿易管理令第十条の改正規定（第六章の三に係る部分に限る。）は、平成二十二年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二一年二月二八日政令第三〇四号）抄

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二二年三月一日政令第一九号）抄

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附則（平成二二年六月一六日政令第一四七号）抄

この政令は、平成二十二年七月六日から施行する。

附則（平成二三年五月一八日政令第一四一号）抄

第一条 この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二三年十二月二六日政令第四二三号）抄

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二五年九月一三日政令第二六七号）抄

1 この政令は、平成二十五年十月十五日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二六年一月二四日政令第一五号）抄

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二七年五月一五日政令第二三三号）抄

第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施

行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

附則（平成二十七年七月三十一日政令第二八四号）抄

1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年一月九日政令第三二二号）抄

1 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

2 この政令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和二年四月三〇日政令第一五四号）抄

1 この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月八日）から施行する。

2 この政令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六條 この政令の施行前にした行為及び附則第二條から前条までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和二年一月二七日政令第三三八号）抄

1 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和四年五月二日政令第一八九号）抄

1 この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十八号）の施行の日から施行する。

2 暗号資産交換業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。）が、この政令の施行前に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定の例により同項第一号に掲げる事項の確認を行い、かつ、当該確認に係る記録を作成してこれを保存している場合には、当該確認を外国為替及び外国貿易法第十八条第一項に規定する本人確認と、当該記録を同法第十八条の三第一項に規定する本人確認記録とそれぞれみなして、この政令による改正後の外国為替令第十一条の五の規定を適用する。

附則（令和五年五月二六日政令第一九一号）抄

1 この政令は、不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。ただし、第一条中外国為替令の目次の改正規定、同令第一条の改正規定、同令第十八条の八第一項の改正規定及び同令第四章の二の次に一章を加える改正規定並びに第三章の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定に限る。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

2 この政令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。ただし、第一条中外国為替令の目次の改正規定、同令第一条の改正規定、同令第十八条の八第一項の改正規定及び同令第四章の二の次に一章を加える改正規定並びに第三章の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定に限る。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別表（第十七条関係）

技術	外国
一 輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄全地に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術	
二 (一) 輸出貿易管理令別表第一の二の項全地の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	
(二) 数値制御装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	
三 (一) 輸出貿易管理令別表第一の三の項全地に係る技術	

(二) 輸出貿易管理令別表第一の三の項(二)又は(三)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの

三 (一) 輸出貿易管理令別表第一の三の二の項(一)に掲げる貨物の設計又は製造域に係る技術

二 (一) 輸出貿易管理令別表第一の三の二の項(二)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの

四 (一) 輸出貿易管理令別表第一の四の項全地の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの

(二) ロケット用のアビオニクス装置又はその部分品の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)に掲げるものを除く。

(三) ロケット又は無人航空機搭載用の電子計算機の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)に掲げるものを除く。

(四) オートクレーブの使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの

(五) 原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの

五 (一) 輸出貿易管理令別表第一の五の項全地の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの

(二) 輸出貿易管理令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの

(三) セラミック粉末又はセラミックの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。

(四) ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの

(五) ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふつ素化合物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの

(六) 削除

(七) 複合材料の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四)の項の中欄に掲げるものを除く。

(八) 電波の吸収材又は導電性高分子の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四)の項の中欄に掲げるものを除く。

六 (一) 輸出貿易管理令別表第一の六の項全地の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの

(二) 輸出貿易管理令別表第一の六の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(二)の項の中欄に掲げるものを除く。

(三) 数値制御装置又はコーディング装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(二)の項の中欄に掲げるものを除く。

(四) 金属の加工用の装置又は工具(型を含む。)の設計又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)から(三)までに掲げるものを除く。

(五) 液圧式引張成形機(その型を含む。)の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四)に掲げるものを除く。

七 (一) 輸出貿易管理令別表第一の七の項全地の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの

(二) 輸出貿易管理令別表第一の七の項(十六)に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの

(三) 集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)及び四の項の中欄に掲げるものを除く。

(四) 超電導材料を用いた装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)に掲げるものを除く。

(五) 電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの

(六) 電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの

<p>で定めるもの（二）に掲げるものを除く。）</p>	<p>八 （一）輸出貿易管理令別表第一の八の項全地の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使域用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。） （二）電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二）及び四の項の中欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>九 （一）輸出貿易管理令別表第一の九の項全地の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使域用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの （二）輸出貿易管理令別表第一の九の項（一）から（三）まで又は（五）から（六）までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二）及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。） （三）通信用に設計したマイクロ波用集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（七の項の中欄に掲げるものを除く。） （四）超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（七の項の中欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>一 （一）輸出貿易管理令別表第一の一〇の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの （二）輸出貿易管理令別表第一の一〇の項（二）若しくは（九）から（十一）まで又は一五の項（七）に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。） （三）光学部品の製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二）に掲げるものを除く。） （四）レーザー発振器の試験装置の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二）に掲げるものを除く。）</p>	<p>（五）削除 （六）リードームの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。） （七）レーザー光に対する物質の耐久性の試験を行うための装置又はその試験に用いる標的の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの （一）輸出貿易管理令別表第一の一〇の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの （二）輸出貿易管理令別表第一の一〇の項（一）から（四の二）までに掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一五の項の中欄に掲げるものを除く。） （三）削除 （四）アビオニクス装置の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。） （一）輸出貿易管理令別表第一の一〇の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの （二）輸出貿易管理令別表第一の一〇の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二）及び（二）並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。） （一）輸出貿易管理令別表第一の一三の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一五の項の中欄に掲げるものを除く。） （二）輸出貿易管理令別表第一の一三の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。） （三）ガスタービンエンジン又はその部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（</p>
<p>（二）及び（二）並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。） （四）航空機又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二）及び一の項の中欄に掲げるものを除く。） （五）ディーゼルエンジン又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一四の項の中欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>一 輸出貿易管理令別表第一の一四の項の中全地の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p>	<p>一 輸出貿易管理令別表第一の一五の項全地の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの （二）慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの （五）ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの （五の二）水中ソナー航法装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二）に掲げるものを除く。） （六）ガスタービンエンジンの部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p>	<p>一 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇類まで、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>（二）及び（二）並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。） （四）航空機又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二）及び一の項の中欄に掲げるものを除く。） （五）ディーゼルエンジン又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一四の項の中欄に掲げるものを除く。）</p>
<p>（二）及び（二）並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。） （四）航空機又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二）及び一の項の中欄に掲げるものを除く。） （五）ディーゼルエンジン又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一四の項の中欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>一 輸出貿易管理令別表第一の一四の項の中全地の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p>	<p>一 輸出貿易管理令別表第一の一五の項全地の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの （二）慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの （五）ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの （五の二）水中ソナー航法装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二）に掲げるものを除く。） （六）ガスタービンエンジンの部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p>	<p>一 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇類まで、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>（二）及び（二）並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。） （四）航空機又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二）及び一の項の中欄に掲げるものを除く。） （五）ディーゼルエンジン又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一四の項の中欄に掲げるものを除く。）</p>